

ID: 250

担当部署: 総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第91条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日